

平成 24 年 天草市農業委員会第 4 回総会議事録

平成 24 年 4 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（30 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	2 番	滝下清三郎	君
3 番	川崎眞志男	君	4 番	坂上 眞守	君
5 番	梅本 秀幸	君	6 番	福本 富人	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番		君
9 番	鶴田 雄士	君	10 番	元島 正則	君
11 番	松岡 健吾	君	12 番	-	
13 番	松本カツ工	君	14 番	山本 友保	君
15 番	森岡 一正	君	16 番	大塚 宏	
17 番		君	18 番	倉田 喜一	君
19 番	川口 直	君	20 番	原田 康盛	君
21 番	山本 隆久	君	22 番	浦上 廣幸	君
23 番		君	24 番	山田 昭則	君
25 番	川峯 正美	君	26 番	佐藤 駿二	君
27 番		君	28 番		君
29 番	前田 達也	君	30 番		君
31 番	江良 邦勝	君	32 番	落合 正實	君
33 番	宮崎 義一	君	34 番	椎場 次穂	君
35 番	松原 高弘	君	36 番		君
37 番	戸谷 泰典	君	38 番	森本 文隆	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（7 名）

8 番	稲田 秀敏	君	17 番	松川 兼光	君
23 番	平岡 秀樹	君	27 番	池田 裕之	君
28 番	川原 昭雄	君	30 番	小松 信男	君
36 番	小堀田幸一				

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	局長補佐	中村 政一
参 事	藤崎 眞二	参 事	吉田 直哉
主 査	寺澤 大介		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 16号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 17号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 18号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 19号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 議第 20号 農業委員会活動の目標及び活動計画について

日程第 7 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

事務局（森内健二君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 24 年第 4 回総会を開会致します。それでは初めに鬼塚会長からご挨拶をお願いします。

会長（鬼塚猛清君） 皆さん、こんにちは。若葉も生い茂ってまいりましたし、皆さん方田植えも済まれたと思います。晴れの日、本当に 3 日続かないと昔から言われておりますけれど、天候不順でございます。今日の夕方には強い雨が降るということで心配しております。皆さん方、怪我等に注意して活動していただきたいと思います。

さて、県の農業会議の総会での農業委員会活動の強化に関する申し合わせについての資料がお手元にありますが、この申し合わせ事項に沿って活動をお願い申し上げます。

また、先日平成 24 年度の天草郡市協議会の総会があり、協議会の預金が 0 になったら協議会を解散しようという話になりました。年内の事業計画についての予算は十分残っておりますので、今年度までは今まで通りの計画で進めさせていただきます。

それでは総会を始めさせていただきます。

事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は 7 名の委員の方から欠席の届けが出ておりますけども、過半数の委員が出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、以降の議事の進行は会長をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは、31 番江良邦勝委員、32 番落合正實委員を指名致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第 2、議題 16 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは、事務局より一括説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） お手元の資料の 、 をご覧ください。1 番について説明します。楠浦町の譲受人は、楠浦町の譲渡人より楠浦町の畑 211 m²を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはからいもを作付けされる計画です。

事務局（吉田直哉君） 2 番について説明します。佐伊津町の譲受人は、佐伊津町の譲渡人より、佐伊津町の田 1,375 m²を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を作付けされる計画です。以上です。

議長（鬼塚猛清君） それでは1番について担当委員より説明をお願いします。

1番（鬼塚猛清君） 1番、鬼塚です。申請地は、亀川から楠浦に通じるバイパスの終点付近にあります。譲受人は昨年10月に隣接農地を取得し耕作しておりますので、なんら問題ないと思いますので、皆さん方の審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明させていただきました件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは、2番について、担当委員より説明をお願いいたします。

26番（佐藤駿二君） 26番、佐藤です。佐伊津町の譲渡人と譲受人は、昨年4月に利用権の設定をしとった土地でございます。申請地は、基盤整備をしたところで、田んぼの形も真四角ということで大変よかところと思ひます。特に問題ありませんので、審議をよろしくお願ひ致します。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第3、議題17号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（寺澤大介君） お手元の資料の 、 、 をご覧ください。ここで資料 について変更点の連絡をさせていただきます。これまで始末書が添付されている案件には見取図や写真の右上に「始末書」と記載しておりましたが今回から資料 の摘要欄に記載してあることから記載を省略させていただきました。ご了承ください。

それでは、1番について説明します。愛知県豊田市の申請人は個人住宅、通路、墓、山林とするため、本町の畑2,330㎡の内1,062㎡を転用したいというものです。この案件は昨年11月と12月の総会にて農振農用地区域からの除外について審議していただき、転用の見込みありと判断されています。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

18番（倉田喜一君） 18番、倉田です。申請人は先ほど説明がありましたように、現在、愛知県の豊田市に勤めていらっしゃいます。今年の10月には、定年退職を迎えられますそうですので、天草に帰ってきてから自分の畑に住宅と墓地を作り、植林する計画でございます。

面積が1,062㎡となっておりますけども、この内訳は宅地が271.59㎡で、家の建坪は約37坪で124.21㎡、それと、墓地が17.64㎡、それと山林が614.74㎡で、合計の1062.44㎡になっているわけでございます。ここは勾配がきつく、宅地を作る場合、上の方を削り、下の方を埋める必要があります。現在、休耕地といったような場所でございます。周りはほとんど申請人の田んぼと山であります。墓地の同意書はとってあります。ここの周りには申請人の家が近くに1軒あるだけで、山の谷みたいなところでございますので、区長さんの同意を取ってあります。ここは昨年、事務局からの説明にもありましたように、11月12月に農振農用地からの除外申請を受けたところでございます。審議をよろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。有明町の申請人は植林し山林とするため、有明町の畑4,946㎡を転用したいというものです。既に一部檜を植林しているため始末書が添付されています。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以

下、記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

22番（浦上廣幸君） 22番浦上でございます。よろしくお願い致します。地図と写真は資料の3、4ページになります。今後どういう風にされるのかと申請人に、お聞きしましたところ、現在植わっている果樹を全部伐採し、檜とか杉を植えるということでございます。また、隣の方からも同意をとってあるということで、何も問題はないかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件につきまして、質疑はございますか。

20番（原田康盛君） 20番、倉岳の原田です。地元の農業委員から詳しい説明がありましたけれども、確認をしたいと思います。この写真を見てみますと、みかんが植えてありますけれども、山林にすることでこの近隣の農地に影響することは、なかでしょうか。あんまり、反別が2反位あってもったいなかですけん。

22番（浦上廣幸君） 22番、浦上です。申請人は以前、農協の果樹部の部長をしておられた関係で、ここもほとんどみかんが95%、あとは畑をちょっと作っておられるわけですが、今日電話したら申請人は80歳近くなって、自分の体も動かないということで、杉や檜にしたいということと、隣接所有者から同意もとってありますので、他の人にも迷惑を掛けないということで、どうぞよろしくお願い致します。

20番（原田康盛君） 詳しい説明、ありがとうございました。

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 3番について説明します。河浦町の申請人は長男家族への貸家を建築するため、河浦町の畑62㎡を転用したいというものです。申請地は申請人の住居に隣接し、既に庭として使用しているため、始末書が添付されています。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっており基準に適合しております。

それと、の5ページに、その見取り図と配置排水計画が載っております。配置図の印刷

濃度が薄くて、判りにくくなっておりますが、説明致しますと、一番北側に道路が通っておりまして、そこに隣接しているのが今回の申請地です。ここの左側に、現在の申請人の居住地がございます。申請地に今回、息子さんの家族の住まれる家、木造瓦葺き平屋建て、40.81㎡のものを建てる計画です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いいたします。

32番(落合正實君) 32番、落合です。3番について説明致します。申請地は、河浦町の南西に位置する崎津にあります。今、事務局から説明がありましたように、申請人が子どもさん夫婦と同居しておられまして、孫ができ、手狭になったということで、申請地に子ども用の家を新築してあげたいということでございます。申請地は宅地と道路に囲まれておりまして、市の下水道も完備されておりますし、なんら問題はないと思われまので、よろしくお願い致します。

議長(鬼塚猛清君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

議長(鬼塚猛清君) 日程第4、議題18号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、1番について事務局より説明をお願い致します。

事務局(寺澤大介君) お手元の資料の、 をご覧ください。1番について説明します。丸尾町の譲受人は個人住宅を建築するため、旭町の譲渡人から丸尾町の畑181㎡を売買により取得し、転用したいというものです。既に宅地造成してあるため、始末書が添付されております。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、農地区分は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願い致します。

35番(松原高弘君) 35番、松原です。1番について説明致します。申請人はただいま事務局の説明のとおり、宅地として転用したいということです。現在借家住まいで、何かと不便なため自己住宅を建築したいということです。場所と現地の状況は、資料 の7、8ペ

ージになっております。給水は市水より、生活排水は公共下水道へ流されます。雨水は道路側溝に流されます。既に宅地造成してありましたので、始末書が添付してあります。周囲は宅地化が進んでおり農地はなく、特に問題はないかと思われまますので、よろしくご審議お願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局から説明があります。

事務局（吉田直哉君） 2番について説明します。大浜町の借受人は商業施設を整備するため、本渡町本戸馬場外の貸渡人10名から本渡町本戸馬場の田5,494㎡、畑3,099㎡を賃借により転用したいというものです。主な工作物としましては、鉄骨造平屋建ての店舗が1棟で1,420㎡、木造平屋建ての店舗が1棟で152㎡、合計2棟で1,572㎡の店舗建築が計画されています。この他150台分の駐車場を併せて整備される計画です。

都市計画法第29条の規定による開発行為及び建築基準法第6条の規定による建築確認申請についても同時に手続き中でありまます。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、農地区分は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。2番について説明します。ただいま事務局の説明のとおり、店舗及び駐車場として転用したいということです。場所と現地の状況は資料の9、10ページになりまして、本渡天草空港線の法泉寺地区になります。10名の貸渡人から借り受けて、100円ショップ、カー用品、飲食店を建築されます。説明のとおり、駐車場は150台分となっております。申請地内には図面の左上から右下の方面に水路が走っております。農業用水ですね。ここには空洞ブロックで土止めを行い雨水が流れないようにされます。全体の雨水の処理は、申請地北側に貯留槽を地盤面下に設け、オーバーフロー水を地元水利組合の要望により申請地東側にある溜池に流され、川へと流されるようです。給水は市水より、生活排水等は公共下水道へ流されます。隣接同意や排水同意が添付

されており、問題ないかと思われま。よろしくご審議お願いいたします。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はございませんか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。丁寧な説明ありがとうございました。確認をしたいと思います。10名と賃借権の設定をするということでございますけれども、店舗を建てたことによって、近隣の、隣接地の農地あたりに影響はないかということが、心配になるわけですよ。日陰になったり、あるいは雨風なんかの影響があったりせんだろうかとか、排水もですね、そのあたりが心配になるわけです。そういったものを、詳しくお願いしたいと思います。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。農地の西側に、農地があります。この農地もここ数年、遊休農地で作付けしてありませんが、こちらの方は駐車場となっておりますので、ただいまのご質問等は、関係ないのではないかと思います。雨水、排水等については、先ほど説明したとおりです。以上です。

議長（鬼塚猛清君） よろしいですか。

20番（原田康盛君） 農地に影響なかということであれば、問題ないですね。

議長（鬼塚猛清君） ここは都市計画で整備した所でございますので、行く行くは計画の街になるのではないかと考えております。他にございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 他に質疑がございませんので、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であることに決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願いいたします。

事務局（寺澤大介君） 3番について説明します。楠浦町の譲受人は植林し山林とするため、兵庫県芦屋市の譲渡人から楠浦町の田713㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いいたします。

1番（鬼塚猛清君） 1番、鬼塚です。3番について説明します。譲渡人と譲受人は親戚関係でございます。場所は、楠浦町の北側に位置し、幅が20m以下のような水田、面積的に

3 畝から 5 畝位のものが、4、5 枚あったところでございます。写真を見ていただくと判りますように、この手前が農道になっております。その先が田んぼでございますけれども、この 2 枚先、3 枚目を、譲り受けて転用するということです。周囲は全部田んぼでございますし、日当たり、日照が悪うございます。そういうことで、木を植えたいと申請があがったわけでございます。そして、区長さんから排水同意を受けております。隣接所有者の所在が親戚に聞いても判らなかつたため、同意が取れていませんが、配置図や写真等から状況を判断していただき皆さん方のご審議をお願いしたいと思います。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明致しました 3 番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であることに決定致します。

それでは 4 番について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（寺澤大介君） 4 番について説明します。亀場町の借受人は個人住宅とするため、亀場町の貸渡人から亀場町の田 170.77 m²を使用貸借により借受け、転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、農地区分は第 3 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

14 番（山本友保君） 14 番山本です。4 番を説明致します。場所は亀場町亀川の北側に位置し、国道から 150m 程行った所でございます。申請人は亀場町の妻の実家に同居していましたが、今回、妻の母親名義の畑を借りて自己住宅を作りたい、というような申請でございます。貸借面積は 170.77 m²です。給水は、天草市の上水道、排水は公共下水道を利用します。雨水は道路側溝が出来上がっておりますので、そこに流すということでございます。それと区長さんの排水同意書が添付されています。周囲は、住宅街であります。それから、残りの農地が写真にも載っていますけど、妻の母親の名義でございまして、問題ありません。よろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であることに決定致します。

次に5番の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 (吉田直哉君) 5番について説明します。亀場町の譲受人は貸駐車場とするため、亀場町の譲渡人から亀場町の畑60㎡を売買により転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長 (鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

14番 (山本友保君) 14番、山本です。5番を説明いたします。場所は、亀場町食場で国道より少し南に入る道路際でございます。この道路が今回拡張されます。この拡張にあたり残地が少し残るもんですから、譲渡人が残地をどうにかしてくれんか、ということをお願いしてありましたら、譲受人が譲り受けます、ということで、60㎡を売買によって所有権の移転をしたいということでございます。そして、使い道でございますけど、貸駐車場にしたいということでございます。駐車場でございますので、給水はありません。雨水は側溝へ流します。盛り土も切り土もございません。区長さんの排水同意書も添付してあります。よろしく審議をお願いします。

議長 (鬼塚猛清君) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であることに決定致します。

次に6番の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 (吉田直哉君) 6番について説明します。新和町の譲受人は養殖場とするため、八幡町の譲渡人から新和町の田789㎡を売買により転用したいというものです。既に養殖場として使用しているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

19番（川口直君） 19番、川口です。6番について説明したいと思います。現地確認に行ってきましたけれども、もう、池として造成してありました。写真が資料の18ページ、地図が17ページですね。場所は新和町中田の南に位置します。ここは昔から潮溜めとして、農地としては全然作れない所で、いつも潮が溜まっている状態でした。今回、平成3年位から、譲受人が借りておられたのを、譲渡人が売りたいということで、これを引き受けて買われたようでございます。申請地は海老の会社の創業当時から欠かす事のできない養殖場を形成しており、現在まで借り受けておられたそうです。今回、譲渡人がそれを買ってくれということで、申請されました。始末書そして、区長の同意書も取っておりますので、問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はございませんか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。ただいま川口委員の詳しい説明がありましたが、確認をしたいと思います。昔からここは海水が入って、水田が出来ないということでございましたけれども、隣接する農地あたりに、水稲かなんか作ってあるとかどうか、もし作ってあるとであれば、苗を植えた場合に塩害の心配があるんじゃないか、ということがありますので、そういうところの説明を詳しくお願い致します。

19番（川口直君） 隣接地はですね、全部、譲受人の名義になっております。山林から全部譲受人の名義です。

議長（鬼塚猛清君） あとは事務局から補足があります。

事務局（吉田直哉君） 失礼します。今の質問への回答にちょっと補足させていただきます。今回の申請地以外ですね、養殖場として使われていらっしゃるそこは、元々田でございまして、先ほど川口委員が説明されましたように、平成3年にですね、新和町農業委員会時代に貸借で転用の許可を受けております。今回の申請地が漏れていたようなんですよ。全て隣接地は農地以外だということです。以上です。

議長（鬼塚猛清君） よろしいでしょうか。

20番（原田康盛君） はい。

議長（鬼塚猛清君） 他に質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 他に質疑ありませんので、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であるということに決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第5、議題19号、農業経営基盤強化促進法による、農用地利用集積計画についてを議題といたします。1番から10番まで、事務局より説明をお願い致します。

事務局（吉田直哉君） 議第19号について説明します。1番の楠浦町の申請人ほか利用権の新規設定の計画が9件、再設定の計画が1件で、総面積は24,954㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の アに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。

また、農業生産法人以外の法人に対する利用権の設定は、本市の基本的な構想の第4の1の(1)の ア及び アに掲げる要件を満たしております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありますか。

（なしとの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、1番から10番までの件につきましては計画通り決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第6、議題20号、農業委員会活動の目標及び活動計画について、を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局（中村政一君） 日程第6、議題20号、農業委員会活動の目標及び活動計画について、ご提案致します。資料は資料 になります。提案を致しますのは、平成23年度の実績の点検、評価の案と、平成24年度の目標及び活動計画案です。

最初に、平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価の案の1ページからが法令事務に関する点検についてです。総会等の開催、及び議事録の作成について、(1)から(4)まで、丸をつけることで結果を表示しています。通知がありました、適正な事務の実施についての資料に基づきまして、適正に実施し、特別、指摘も受けておりませんの

で、改善措置欄には記入はありません。

続きまして2ページが、事務に関する点検です。(1)が3条申請に関する結果で、1年間で73件の申請があり、内1件を不許可にしています。事実関係の確認から、点検項目ごとに実施状況を出しています。是正措置欄に記入がないのは、先ほどの説明と同様の理由です。(2)が農地転用に関する事務で、農地法4条、5条に関して、4条申請が48件、5条申請が102件、転用目的の買受適格、事業計画変更が各1件、合わせて年間152件を処理し、県知事に進達をしています。申請者への審議結果の通知項目を除き、訂正項目と具体的な内容欄は、(1)と同様です。

続きまして、3ページの(3)農業生産法人からの報告への対応につきましては、平成23年度中に活動休止中の法人も掘り起こしまして、報告書を提出するよう指導をしてきました。結果としまして、あと1法人から提出がなかったので、指導を継続していきます。(4)が情報の提供等に関する点検で、賃借料情報の調査・提供、農地の権利移動等の状況把握、農地基本台帳の整備についての点検項目です。現在まで指摘を受けておりませんので、是正措置欄は記載しておりません。

その他の法令事務として、4ページから(5)農地法第3条の2に基づく許可の取り消し事務についてということですが、該当はありませんでした。

(6)が基盤強化法に基づく農用地利用集積計画に関する事務で、1年間に264件を決定しています。点検項目等は、農地法第3条に対する点検と同様です。適正に実施していますので、是正措置はありません。法令事務に関する、地域の農業者からの意見等をお伝える部分があります。それにつきましては、最後に説明を致します。

5ページからが法令事務の遊休農地に関する措置に関する、評価の記載です。平成23年度当初の現状や計画と、実績を比較して出しています。当初把握していた遊休農地26haに対し、解消目標をその半分の13haとして、移行調査や指導等を行い、4haを解消しています。尚、その解消面積は、バックアップ大作戦等で解消した耕作放棄地面積は含まれていません。また、平成23年度中に実施した、利用状況調査で、新たに発見した遊休農地に対しましても、随時指導を行ったり、通知書を送付したりしています。具体的な活動計画や活動実績は記載のとおりで、指導通知書は604件、35haの農地について396人の方に送付しています。ここの部分ですね、今日、皆さんにお配りしている、ストップ遊休農地というカラー刷りがあると思うんですが、これを送付しております。中身には指導通知書というのが入っておりますけれども、こういった通知書ですね、604件、396人の方に送付しております。農業委員会の方にも色々連絡があったりしております。農業委員さん方にもし何か問い合わせ等がありましたら、このチラシ、リーフレットに沿って説明をしていた

だいて、農業委員会宛に連絡をするように、指導をお願いしたいと思います。続いて、農業委員会としての目標と活動に対する評価の部分を記載しています。5と6、上記への意見等を踏まえた評価の決定については、最後に説明を致します。

6ページが、促進等事務に関する評価で、1の認定農業者等の担い手の育成及び確保については、各年の現状ですが、農家数と主業農家数が2010年農林業センサスの数値で、認定農業者数が平成23年3月の経営体数になります。

(2)に平成23年度の実績を記入していますが、平成23年度末の認定農業者数が415となっており、3経営体が減少しています。昨年は認定期間終了が200戸程度あり、高齢化や認定のメリットが見出せない、という理由で再認定の申請をしていない農家が多いという事前情報がありましたので、経営体の減少を最小限の20経営体に食い止める計画でしたが、新規の認定があり、3経営体の減少になりました。

(3)に活動計画と活動実績、(4)に評価の案を、目標を上回る活動の成果があった、と記載をしています。(5)と(6)の説明は最後に致します。

7ページの2.担い手への農地の利用集積についても、認定農業者の全体数が減少していますので、実績は1,328haの実績に留まりましたが、最大限の活動を行ってるという評価の案にし、(5)と(6)は先ほどと同じです。

8ページが、違反転用への適正な対応ですが、この実績に記載していますのは、農地パトロールで違反転用を発見し、是正指導として農地転用の追認申請をされた事例を計上しています。23年度中に発見された事案で、未解決な事案については、県に協力を要請して、指導を行っていくことにしています。(5)と(6)は先ほどと同じです。

続きまして、平成24年度の目標及び、その達成に向けた活動計画についてです。ページ番号を新しく付けています。1ページが法令事務の遊休農地に関する措置で、平成23年度の農地利用状況調査で判明した遊休農地のうち、解消されていない面積、72haの約1割を解消目標に計画しています。本年3月末に、このリーフレットを同封して、指導通知を発送しています。

促進等事務の計画を2ページから記載しております。認定農業者等担い手の育成及び確保についての現状、課題を記載し、認定農業者の増加促進を経営体に設定しています。3ページが、担い手への農地の利用集積で、2haの増加を目標と設定しています。

4ページが違反転用への適正な対応についての計画です。現在把握している、違反転用面積と、今後農地パトロールで新たに発見する事案を合わせて、解消目標を5haとしています。指導を行っても解消が難しいケース等については、県と連携をとりながら、指導を強化していくという計画です。最後になりましたけれども、(3)に記載がある地域の農業

者等からの意見等と、(4)の地域の農業者等からの意見等を踏まえた平成24年度の目標及び活動計画についてです。点検評価の項目でもご説明致しましたが、この点検評価の案と、平成24年度の目標および活動計画の案につきまして、今総会で決定をいただけましたならば、ホームページ等で30日以上公表し、地域農業者等からの意見を求めます。その意見を取りまとめた結果を反映させて、6月総会で再度審議いただくことになり、その6月総会が、最終決定となります。本日は天草市農業委員会として、公表する案をご提案いたします。審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただいま事務局から説明がありましたけれども、皆さん方からのご意見、ご希望、ございませんか。事務局、提案の最後の地域農業者から意見を求めるところの説明をもう少し詳しくお願いします。

事務局（中村政一君） まずですね、評価の案と活動計画について、農業委員会として、ご提案いたしました内容でいいということであれば、この案をホームページあたりで公表してですね、住民とか他の地域の農業者の人達から、意見がないかというのを募集しなさい、という風な指導の通知がきております。そして、例えば、農業委員会が遊休農地に対する指導が甘かったり、あるいは目標決定が低いんじゃないかとか、そういった意見が、もし30日の間にあったならば、それを受けて、6月の総会でその意見を反映した案の最終案を作って、それを天草市農業委員会の最終的な案にしなさい、とそういった形になります。で、昨年度も1回、7月にこういったことで提案をして、ホームページあたりで意見募集を行いました。実質は、どなたからの意見もございませんでしたので、天草市が当初計画した評価の案と活動計画の案を最終決定した、という形になって、それを県を通じて農政局に報告をしています。

3番（川崎眞志男君） 3番、川崎です。ホームページを見る人をあまり見ないもんな。これ、天草市農業委員会で表示されるんですか。

事務局（中村政一君） インターネット上です。天草市のホームページを検索していただくと、そうすると、最初の表画面の右側の方にですね、農業委員会の意見を募集します、という新着記事欄に載ってますので、そこに評価の案と活動目標、計画が載っております。で、意見がありましたら、農業委員会宛に電話でもいいし、あるいはお手紙でもいいし、っていう形で意見を募集をします。なかなか印刷する時間もございませんので、皆さんにお配りすることもできなくてですね、今のような形をとって、公表をしております。

議長（鬼塚猛清君） 今、説明があったとおり、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画。この案でよろしいですか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 異議ないということでございますので、農業委員会活動の目標と活動計画を提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議ありませんので、提案のとおり決定致します。今後、目標達成に向けて、やはり皆さん方の積極的な活動をしていただけますようお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） それでは、日程第7、報告について、事務局より各種の届出があったことについて、報告をお願いします。

事務局（寺澤大介君） ご覧いただく資料は資料の最後のページになります。ここで、資料の訂正をお願いします。真ん中に書いてあります、許可不要転用届（第4条関係）のすぐ横に該当なしと書いてありますが、記載誤りになりますので、消しておいてください。

それでは、報告します。農地利用・形状変更届は前年度受付分も合わせて3件ありました。楠浦町の田に盛り土し米を栽培するというもの、本町の田に盛り土し野菜・果樹を栽培するというもの、五和町の畑を切り盛りしレタスを栽培するものです。許可不要転用届の4条関係は2件あり、佐伊津町と亀場町にそれぞれ農業用倉庫を建築するというものです。許可不要転用届の5条関係はありません。以上です。

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成24年天草市農業委員会第4回総会を閉会致します。

午後3時00分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長 鬼塚猛清

署名委員 落合正実

署名委員 江良邦勝